

介護保険だより

平成28年 3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に出てくる「査定でエラーのあるもの」について

支給限度額管理の結果、サービス事業所からの請求単位数が、居宅支援事業所から提出された給付管理票に記載されている計画単位数を超過していた場合、査定（給付管理票の計画単位数を基準にしてサービス事業所の請求が減額されること）となりますが、返戻となるケースもあります。

1 表示について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」には、以下のとおり表示されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	平成25年5月審査分		平成25年5月31日					
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所			1頁 群馬県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 <small>特定入所者介護費等</small>	事由	内 容	備 考
109999 〇〇市	1111111111 介護 太郎	請	H25.4	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

2 返戻が発生するパターン

査定後の再計算の過程で、システムでは判断できない部分があり、査定額を計算できない場合、返戻となります。

(1) 特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの加算の算定対象外である支給限度額管理対象サービスを併せて請求している場合。

(例) サービス種類：訪問介護

特別地域加算と訪問介護初回加算（特別地域加算対象外で、支給限度額管理の対象）を併せて請求したものが査定対象となる場合

(2) 特別地域加算、小規模事業所加算、又は中山間地域等提供加算と、これらの

加算以外の支給限度額管理対象外サービスを併せて請求している場合。

(例) サービス種類：訪問看護

特別地域加算とターミナルケア加算を併せて請求したものが査定対象となる場合

3 サービス事業所の対応方法

請求単位数が正しいか、確認してください。

(1) サービス事業所の請求が正しかった場合

- ① 居宅支援事業所に、給付管理票の修正を依頼してください。
- ② 請求明細書を再提出してください。

(2) 居宅支援事業所の給付管理票が正しかった場合

- ① 請求明細書の請求単位数等を直して、再提出してください。

フロッピーディスク (FD) での請求中止のお願い

介護給付費等又は総合事業費の請求については、インターネット及びISDN回線による伝送での請求が原則となっていますが、請求省令(厚生労働省令第57号)第2条に基づき、磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクでの請求も認められています。

フロッピーディスク(以下、「FD」という。)については、フレキシブルディスクに含まれますが、FD自体の市販が限定的であり事業所での入手が困難であること、及び請求データを取り込む際に必要なFD用ドライブの調達が困難であることから、本県でのFDによる請求は、原則的に平成28年3月をもって中止させていただきます。

FDにてご請求いただいている事業所様についてはお手数をお掛けいたしますが、CD-R等による請求に切り替えていただきますよう、御理解・御協力をお願いいたします。



問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階
TEL 027-290-1319(直通) FAX 027-255-5077
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

